

地域計画変更に係る協議の場の開催について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

大崎市では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集いたします。

1. 対象地域

三本木地域

2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地および内容は下記のとおりです。

No	地名	地番	地目	面積(㎡)	変更内容	変更理由
1	三本木字東浦	14	田	752	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
2	三本木字大谷	30-1	畑	995	区域からの除外	農地以外の利用に供するため
3	三本木字大谷	30-4	田	221	区域からの除外	農地以外の利用に供するため

3. 意見募集期間

令和7年4月15日（火）～令和7年4月21日（月）

4. 意見の提出方法

大崎市ウェブサイト「地域計画について」から「意見書（協議の場）（様式）」をダウンロードし下記問い合わせ先に提出してください。

（URL：<https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu/norinshinkoka/5/1/19082.html>）

お問い合わせ先

大崎市産業経済部農政企画課（大崎市古川七日町1-1 市役所本庁舎3階）

TEL：0229-23-7090 FAX：0229-23-7578 Mail：nousei@city.osaki.miyagi.jp